

代議員選挙規則

制定 平成 23 年 5 月 26 日

1. 総則 代議員の選挙については、定款に定めるもののほか、この規則及び選挙管理委員会規則による。
2. 代議員の選出母体 選出母体は、地区によって区分する地区ブロックと業種によって区分する業種グループとする。
 - 2.1 地区ブロック 地区ブロックは次の 8 ブロックとし、法人に属する者にあつては勤務地、法人に属さない者にあつては居住地をもとに決定する。
 - (1) 北海道ブロック（北海道）
 - (2) 東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - (3) 関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
 - (4) 中部ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - (5) 関西ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - (6) 中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 - (7) 四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
 - (8) 九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
 - 2.2 業種グループ 業種グループは次の 3 グループとし、正会員として登録した業種をもとに決定する。
 - (1) A グループ：学校、研究所、協会等の公的法人
 - (2) B グループ：非破壊検査を業とする企業法人、及び非破壊検査関連機器の製造又は販売を業とする企業法人又は個人
 - (3) C グループ：製造又は公共サービスを業とする企業法人、及び A グループ、B グループに属さないその他の法人又は個人
3. 代議員の選出方法 代議員は、正会員の選挙により選出する。
4. 代議員の定数と任期
 - 4.1 全定数 定款第 5 条第 2 項（正会員の概ね 40 人に 1 人の割合）に従つて定める。なお、全定数については、代議員の選挙ごとに理事会が決定する。
 - 4.2 地区ブロックと業種グループに対する定数の配分 地区ブロック及び業種グループの定数の配分は、以下のとおりとし、定数に満たない分は、地区ブロック及び業種グループに関係なく割り当てる。
地区ブロック：各地区ブロック 1 名
業種グループ：各グループ 10 名
 - 4.3 任期 代議員の任期は 2 年とし、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、代議員が社員総会決議事項取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、その間代議員の任期は終了しない。
5. 代議員候補者の選定 選挙管理委員会は、代議員の任期の始まる年の事業年度開始日における年齢が満 70 歳未満の正会員の中から 5.1 項の基準によって候補者を選定する。
 - 5.1 候補者の選定基準 候補者は、以下による。
 - (1) 立候補した者
 - (2) 会長及び副会長経験者
 - (3) 理事経験者
 - (4) 代議員（在任）
 - (5) 支部長（在任）
 - (6) 地区研究会（振興会）の会長（在任）
 - (7) 部門主査及びそれに付随する研究委員会の委員長及び研究会主査（在任）
 - (8) 将来構想委員会、広報活動委員会、編集委員会、国際学術委員会、教育委員会、標準化委員会、ISO

委員会、出版委員会、試験片委員会、諮問委員会、認証運営委員会、国際認証委員会及び安全衛生管理委員会の各委員長並びに関連一次下部委員会委員長、部会長（在任）

- (9) 3 名以上の正会員が推薦した者
- (10) 支部長が推薦した者（各 3 名以内）
- (11) 地区研究会（振興会）の会長が推薦した者（各 1 名以内）
- (12) 部門主査が推薦した者（各 3 名以内）
- (13) 将来構想委員会、広報活動委員会、編集委員会、国際学術委員会、教育委員会、標準化委員会、ISO 委員会、出版委員会、試験片委員会、諮問委員会、認証運営委員会、国際認証委員会及び安全衛生管理委員会の各委員長が推薦した者（各 3 名以内）
- (14) 団体会員の代表者が推薦した者（各 1 名以内）
- (15) 理事が推薦した者（各 3 名以内）
- 5.2 候補者名簿 候補者名簿は次の手順で作成する。
 - (1) 候補者名簿は業種グループ（A、B、C）ごとに分ける。
 - (2) 候補者名簿ごとに、候補者氏名を五十音順に記載し、かつ、候補者の勤務先及び地区ブロックを付記する。
- 5.3 候補者名簿の報告 選挙管理委員会は、候補者名簿を作成し、運営委員会及び理事会に提出し、報告するものとする。
6. 投票 投票は候補者名簿にもとづく無記名投票とする。投票数が全定数を超えたとき、又は業種グループごとの投票数が、全定数の半数を超えたとき、その投票は無効とする。
7. 開票 開票は、選挙管理委員会規則による。
8. 代議員当選者の決定 当選者は次の手順で決定する。
 - (1) 業種グループにかかわらず、地区ブロックごとに 4.2 項で定められる定数の候補者を得票順に選出し、当選者とする。
 - (2) (1) で選出された候補者を除き、業種グループごとに 4.2 項で定める定数の候補者を得票順に選出し、当選者とする。
 - (3) 定数に満たない分は、全定数から (1) 及び (2) の当選者を差し引いた人数を地区ブロック、業種グループに関係なく得票順に選出し、当選者とする。
 - (4) 選出にあたっては、得票数が同数の場合は、年長順に選出する。また、同一所属からの選出は、全体で 3 名以下とする。
9. 役員の代議員資格 役員に選出された場合でも代議員の資格は継続される。
10. 欠員 代議員に欠員が生じた場合は、次による。
 - (1) 残任期間が 1 年未満の場合は、欠員の補充はしない。
 - (2) 残任期間が 1 年以上の場合は、次点の者を繰り上げ当選とする。
 - (3) 繰り上げ当選者の任期は、前任者の残任期間とする。
11. 改廃 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則による最初の代議員選挙は、平成 23 年 5 月 26 日の通常総会の承認をもって実施する。なお、5.1(4)については「評議員（在任）」と読み替える。
2. 代議員制度に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 108 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。